



魚津市イメージキャラクター

ミラたん

魚津市プレスリリース 平成31年4月1日

こども医療費等各種医療費助成制度において
福祉医療費請求書の提出が不要になります

平成31年4月1日から、こども医療費等各種医療費助成制度※における、医療機関等窓口での福祉医療費請求書（ピンク色やみどり色の用紙など）の提出が不要になり、3月下旬にお送りした新しい受給資格証の提示のみで助成を受けることができます。

従来は、医療費助成を現物給付で受ける際には、受給資格証とともに、福祉医療費請求書を提出する必要があり、不足するたびに市役所窓口に取りに行く必要がありました。福祉医療費請求書が不要になることで、住民の方々の利便性の向上が図られます。

なお、利用できる医療機関等に変更はありません。医療費を自己負担された場合や、住所、保険証が変更になった場合は手続きが必要になります。

平成31年3月まで



医療機関等窓口

- ①保険証の提示
- ②受給資格証の提示
- ③福祉医療費請求書の提出

平成31年4月から



医療機関等窓口

- ①保険証の提示
- ②新しい受給資格証の提示

※各種医療費助成制度

- こども医療費
- 妊産婦医療費
- ひとり親家庭等医療費
- 心身障害者（65歳未満重度）医療費
- 高齢者（65～69歳軽度）医療費

担当部署：民生部こども課	社会福祉課
（課長）窪田昌之	（課長）吉崎 敏
（担当者）遠藤雅之	（担当者）高嶋真弓
電話 0765-23-1006	0765-23-1005
FAX 0765-23-1061	0765-23-1055
E-Mail kodomo@city.uozu.lg.jp	
E-Mail syafuku@city.uozu.lg.jp	